

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年5月21日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

- 被許可者の名称及び住所
株式会社原産業運輸倉庫
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地153
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社原産業運輸倉庫 保税蔵置場
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地153
- 更新した期間
自 令和 8年 6月 1日
至 令和 9年 5月 31日